

1. 事務事業に関する事項

2. 区域施策に関する事項

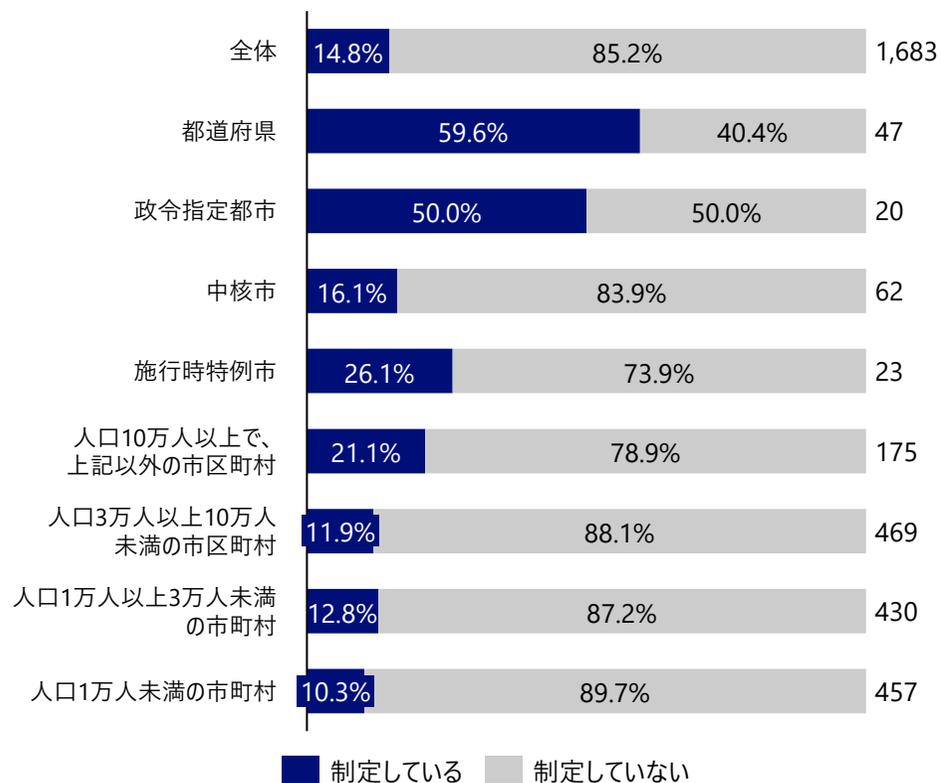
3. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

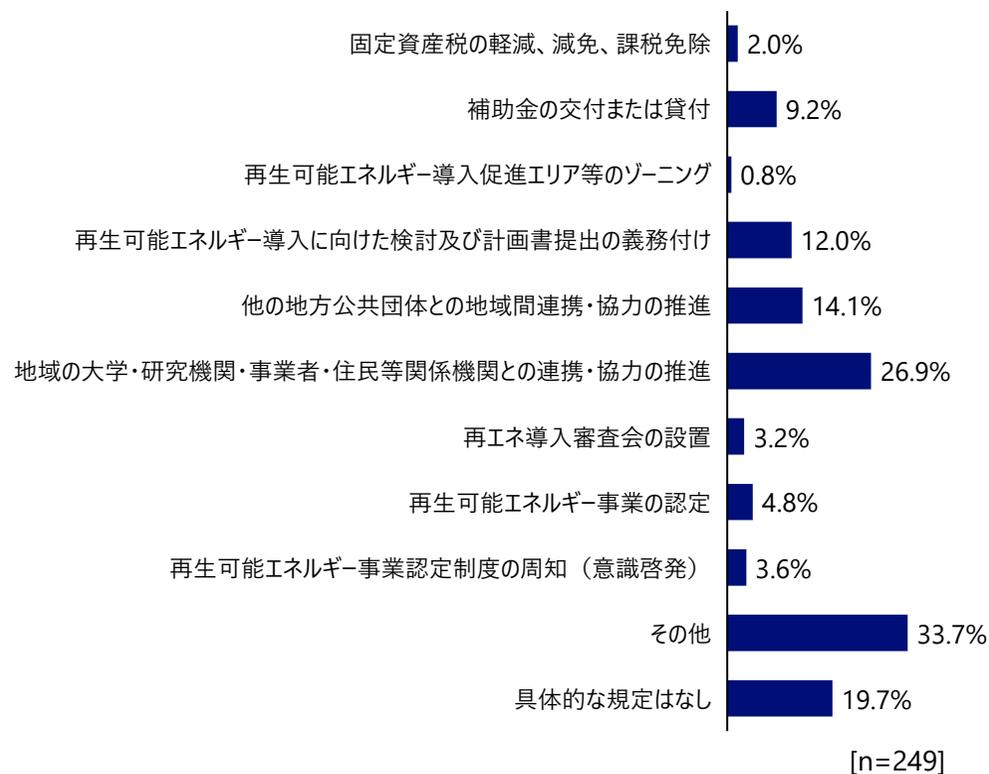
「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況 【Q3-2(1),(2)】

- 「再エネ利用の促進」に向けた条例を「制定している」と回答した団体は、都道府県・政令指定都市では約50%を占めたが、それ以外の団体では20%前後またはそれ以下となった。
- 「再エネ利用の促進」に向けた条例の内容としては、「その他」を除くと、「地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進」が26.9%（67/249団体）と最も多い。

「再エネ利用の促進」に向けた条例制定状況【Q3-2(1)】



「再エネ利用の促進」に向けた条例制定内容【Q3-2(2)】

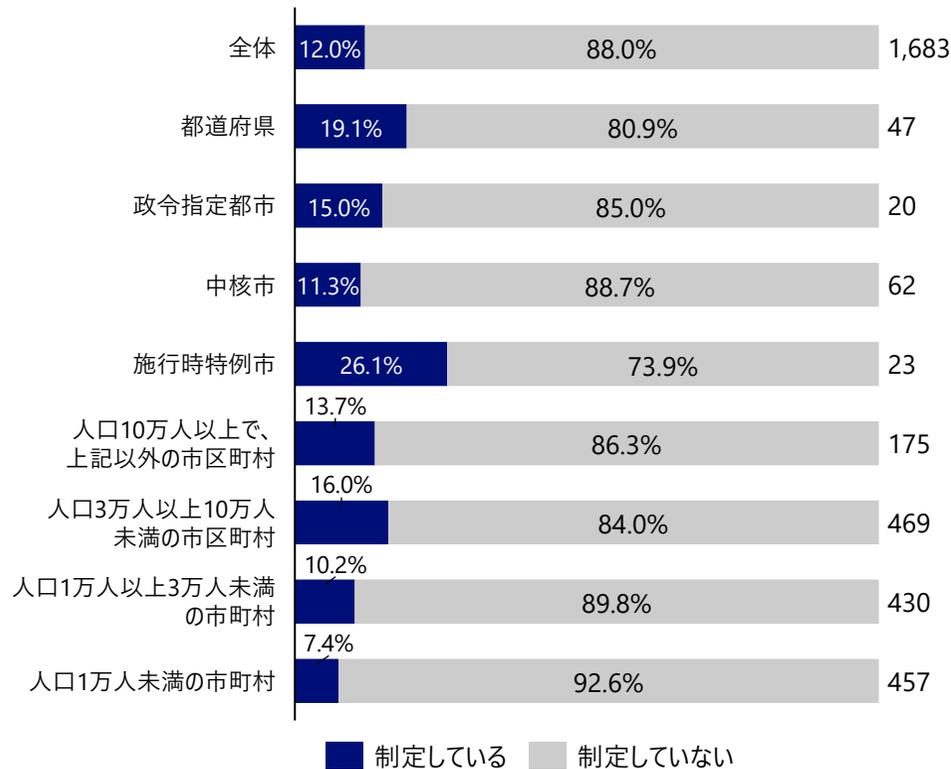


(1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

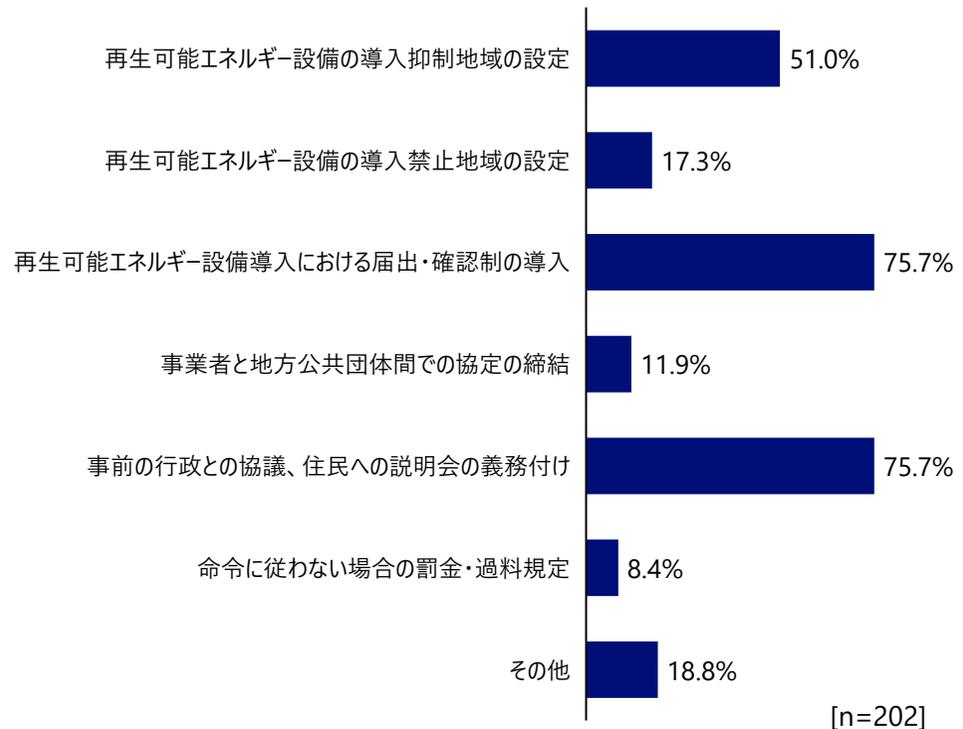
「再生可能エネルギー利用規制」に向けた条例制定状況 【Q3-2(1),(3)①】

- 「再エネ利用規制」に向けた条例を「制定している」と回答した団体は、施行時特例市では20%を上回ったが、それ以外の団体では20%を下回った。
- 「再エネ利用規制」に向けた条例の内容としては、「再エネ設備導入における届出・確認制の導入」、「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」が75.7%（153/202団体）となった。

「再エネ利用規制」に向けた条例制定状況【Q3-2(1)】



「再エネ利用規制」に向けた条例制定内容【Q3-2(3)①】

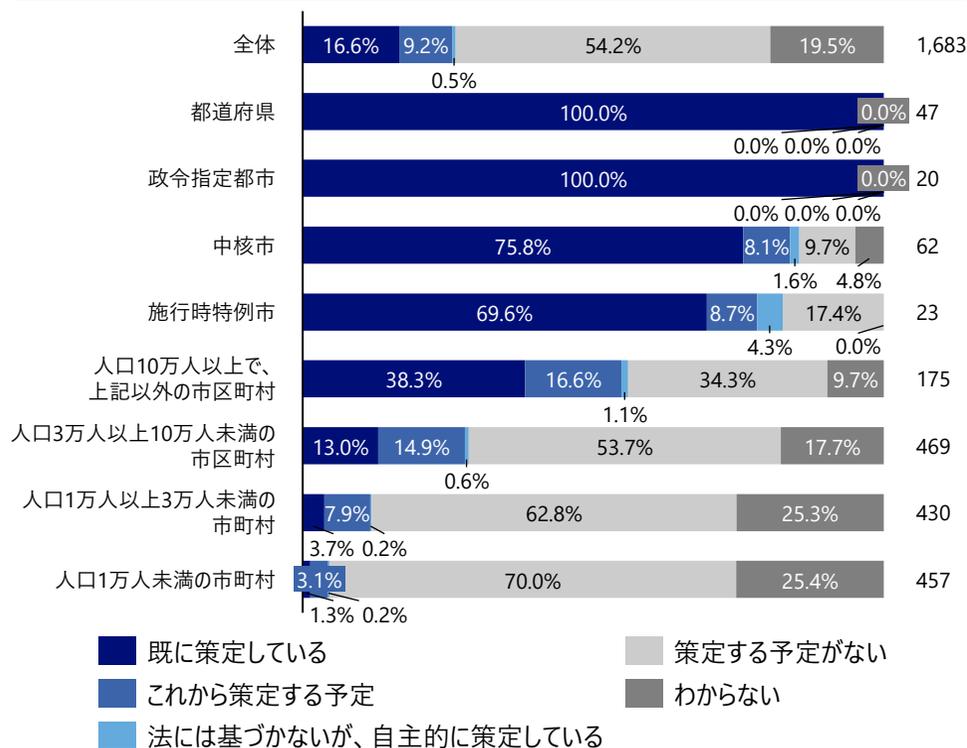


## (2) 地域気候変動適応計画策定状況

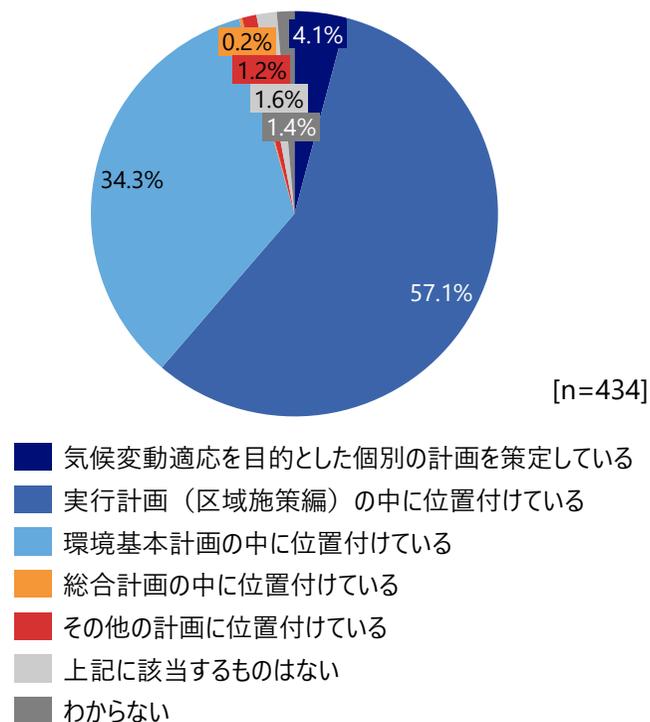
### 地域気候変動適応計画策定状況【Q3-3(2)】

- 地域気候変動適応計画策定状況を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県・政令指定都市においては100%の団体が「既に策定している」と回答している。一方、人口10万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」と回答した団体が5割～7割を占める。
- 地域気候変動適応計画を策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「実行計画（区域施策編）の中に位置付けている」が57.1%（248/434団体）と最多である。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も34.3%（149/434団体）存在する。

#### 地域気候変動適応計画策定状況【Q3-3(2)①】



#### 地域気候変動適応計画の位置付け【Q3-3(2)④】

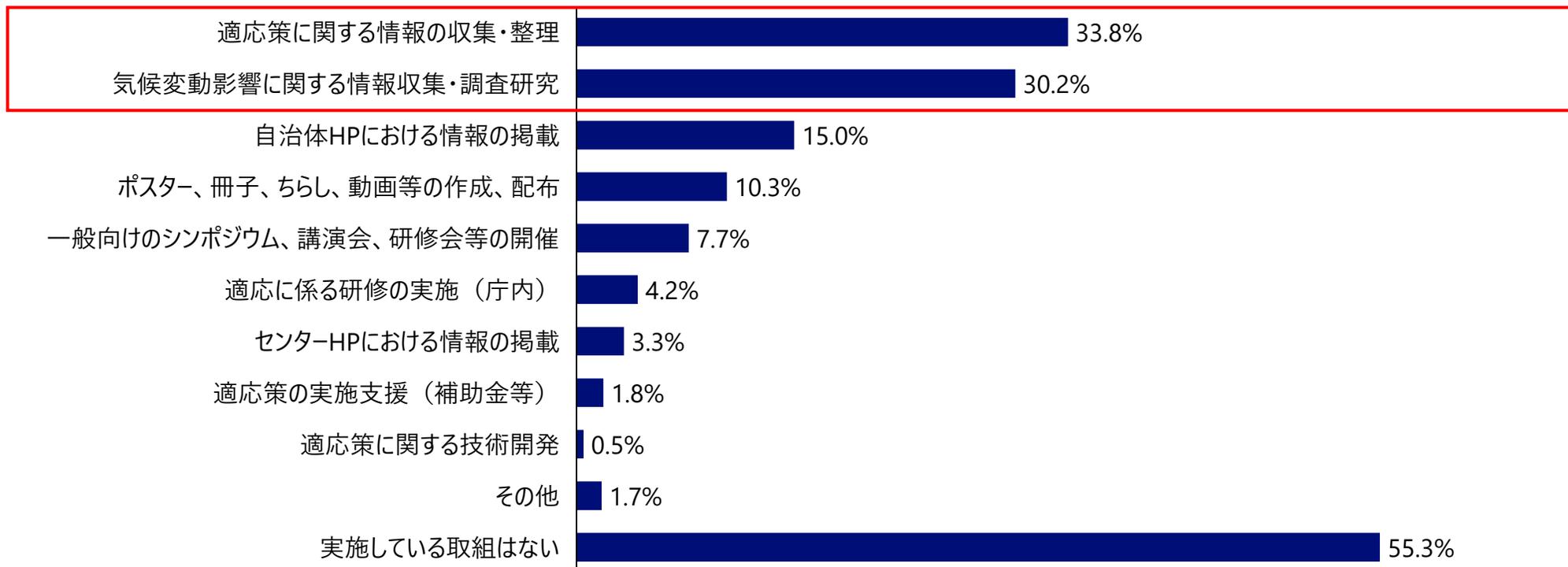


## (3) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

## 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容 【Q3-3(4)】

- 都道府県・市区町村における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」が33.8%（569/1,683団体）と最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」が30.2%（508/1,683団体）と続く。「実施している取組はない」団体は55.3%（930/1,683団体）となっている。

## 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容



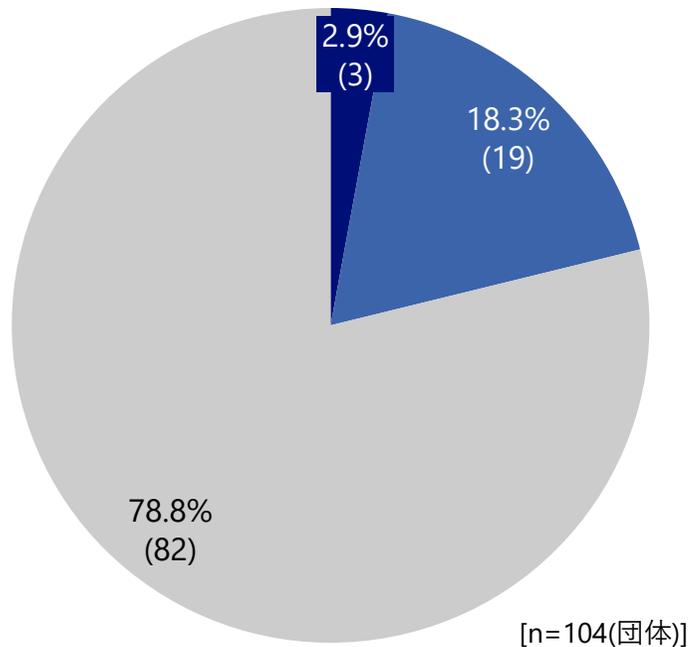
[n=1,683(団体)]

(4) 独立行政法人など公的機関における温室効果ガス排出量の削減等の取組

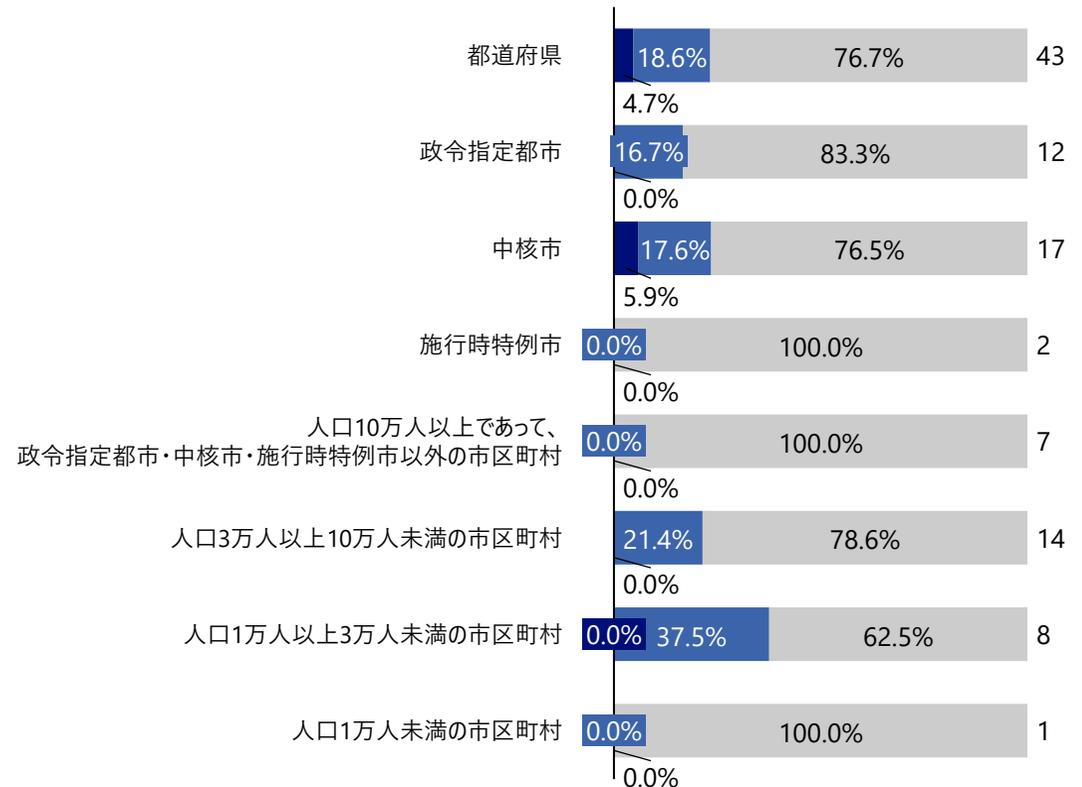
地方独法における計画策定状況 【Q1-1(6)②】

■ 策定状況を把握していない団体が78.8% (82/104団体) を占める。

地方独法における計画策定有無の把握状況



地方独法における計画策定状況【団体区分別】



■ 策定状況を把握しており、全てまたは一部の地方独法が計画を作成している ■ 策定状況を把握しており、全ての地方独法が未作成 ■ 策定状況を把握していない